

陳情番号	件名
第 19 号	核兵器廃絶に関することについて
受理年月日	
5. 11. 1	

陳情の趣旨

【陳情の要旨】

- 1 相模原市議会として核兵器禁止条約について賛成の決議をしてください。
- 2 日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名、批准するよう相模原市議会として意見書を提出してください。

【陳情の理由】

相模原市は、昭和 59 年という早い時期に、先進的な核兵器廃絶平和都市宣言をしたという実績があり、現在も市内各所に宣言文が掲示されています。

このような先進性を市民は高く評価するところです。

この輝かしい遺産を踏まえて、21 世紀の真の平和の象徴である核兵器廃絶を実現するための唯一ともいえる手段である核兵器禁止条約に、相模原市議会として賛成の決議をして頂きたいと存じます。

核兵器廃絶が実現し、平和な 21 世紀が期待されていましたが、国連安全保障理事会の常任理事国であるロシアが、核兵器の使用を暗示するという狂気沙汰を起こし、世界中を震撼させました。ロシアがウクライナ侵攻を中止する気配もありません。このような状況ですので、世界の安全保障を担うべき国連も機能不全に陥り、早急の解決は望み薄です。

そこで唯一の被爆国である日本は、核兵器廃絶を早急に実現するために外交力を駆使すべきです。

早期に核兵器廃絶平和都市宣言をした実績のある相模原市の議会として、日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名、批准するよう要請することを決議し、国に意見書を提出して頂くよう陳情いたします。

陳情番号	件名
第 20 号	国に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
5.11.6	

陳情の趣旨

陳 情 理 由

2020年度4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減しました。2022年度9月末学費滞納調査（全国私教連実施）によると、学費滞納率は前年度に比べて微増でしたが、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高校の学費負担への影響を一定程度食い止める結果を示しました。

しかしながら、文部科学省の調査では私立高校授業料の2022年度全国平均額は約44万5000円、施設設備費の全国平均額は約14万9500円で、学納金合計は約59万5000円です。年収590万円未満世帯でも年額約5万円の授業料負担が残り施設設備費と合わせて約20万円、年収590万円以上世帯では、就学支援金11万8800円を除いても47万6200円という高額の負担が残っています。殊に多子世帯では多大な負担となる状況です。また、初年度には全国平均約16万4000円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっています。こうした実態に対して政策理念に立ち「授業料実質無償化」となるよう、また年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消をめざし、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められます。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要です。とりわけ、「少人数学級」と、そのための「専任教諭増」などの実現は、私立学校においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「1/2助成」を速やかに実現されることを強く求めます。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳情番号	件名
第 21 号	神奈川県に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
5.11.6	

陳情の趣旨

陳 情 理 由

神奈川県私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は、今年度は増額されました。さらに神奈川県私立高校生への授業料補助額は、年収 700 万円未満世帯まで私立高校の授業料平均額 (456,000 円)、多子家庭 (15 歳以上 23 歳未満の子ども 3 人以上) に対しては年収 800 万円未満の世帯まで 456,000 円補助 (その上は年収 910 万円未満世帯まで 193,200 円補助) の制度は維持されました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。この成果は昨年までの私たちの運動に加え、市町村の後押しのおかげだと感謝しております。

しかし、増額されたとはいえ、神奈川県経常費補助は、幼稚園を除いて小・中・高と国基準額 (国庫補助金と地方交付税交付金の合計額) に達していません。その全国順位は、県の近年の努力に関わらず、高校は 47 都道府県中 44 位、中学校は 45 都道府県中 44 位、小学校は 35 都道府県中 32 位と、全国最下位水準です。この補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。今後 10 年で中学卒業生数が 1 万人減るという見通しも、私立高校に財政的な不安を与えており、生徒数の減少に対して、教育条件を向上させる特別な措置が求められています。

さらに授業料補助は補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設設備費等の負担額が年間約 27 万円残されます。近隣の都県、例えば年収 910 万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現している東京都、年収 500 万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、神奈川県の制度は見劣りします。また東京都では、私立中学校に通う年収 910 万円未満の家庭にも授業料補助 (10 万円) の制度が新設されました。昨今の物価上昇に対して、やっと給与の改善が見られ始めましたが、そのために所得制限にかかってしまうようでは逆効果です。保護者負担の軽減は、未だ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成をいっそう拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

神奈川県知事に対し、地方自治法第 99 条に基づき「令和 6 年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳情番号	件名
第 22 号	南市民ホールの存続に関する事について
受理年月日	
5.11.8	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

南市民ホールを令和8年3月で廃止とせり存続して頂くことを陳情いたします。
 中に対して求めて頂きますよう

陳情の理由

私は相模原でピアノ教室を40年以上続けています。
 個人のピアノ指導を通じて様々な年齢の生徒達の成長を
 耳を傾け、会話をする中で、ピアノ技術向上にはやはり心
 心に寄り添いながら成長を見守る姿勢が大切にしていきます。

南市民ホールを存続して頂きたい理由としては
 ピアノ技術向上には個人の努力(日々の練習)が
 不可欠です。教師や親に強られる事よりもやはり
 自分で自覚しての努力が重要です。

そのためには目標を設定できることが有効だと
 私の方針は年一回の発表会に挑戦してもらうこと
 ステージ上で観客の前で演奏する緊張感や普段の
 経験とは異なる事、これは恐怖とありますが
 終了後の達成感や想像以上の喜びとして
 記憶に残ります。

その素晴らしい体験は良ホールと最高のピアノ教室
 実現できると

その条件と満たしているのが南市民ホールだと
 私の教室はこのホールから開設して当初からほぼ
 毎年発表会で使用させて頂いてまいりました。
 音響設備、世界最大ピアノといわれるスタインウェイのピアノ
 やピアノのフロントピアノの2台と有し400席という広さ良
 くて駅からの程良い距離と駐車スペースが

と水を取って最高95-100%

老朽化は経年してゆく中で避けられない事実です。
100%の水を理由に廃館とし、代替施設に転管する
案には、とじて、納得2.3万人

市の説明会、市長との意見交換会にも参加しましたが、
市民からの懸念、存続の声が多数あり、中々納得できない
説明には感心しませんでした。
あの懸念、存続の声と2万余筆の署名を考慮すれば
ぜひ存続と前向きに考え下されば、と願っています。

陳情番号	件名
第 23 号	南市民ホールの存続に関することについて
受理年月日	
5.11.9	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

南市民ホールを2026年3月で廃止とせず、存続することを市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

陳情の理由

私たちは平和を願い、生活の向上、女性の権利、子どものしあわせの為に活動している創立61年になる女性団体です。経験の格差が心配されている子どもたちも遠くまで行けなくなった高齢者にとっても南市民ホールは大切な場所です。

特に中規模の舞台芸術（演劇・音楽・舞踊など）に対応出来る施設としては、南区では唯一のホールです。市民にとって、大きすぎず小さすぎず、本当に使いやすいホールなのです。市民の文化・教育・芸術活動の拠点として40年間親しまれてきました。

南市民ホールの廃止は現在利用している市民や団体にとって、活動の継続に関わり、また、新たに生まれる文化活動の芽を摘んでしまうことにもなります。南市民ホールを拠点に育まれてきたコミュニティは市民の「財産」であり「命綱」です。地方自治体の役割である「まちづくり」の一翼を担っています。私たちが文化芸術に触れながら生活ができたのは、南市民ホールがあったからです。

12月の定例議会で「条例改正」が議決されてしまうと、私たちの大切な南市民ホールがなくなってしまう。次の世代にも豊かな文化芸術のなかで育ててほしいと願っています。

議会におかれましては、市民の「南市民ホールをなくさないで」の声に耳を傾け、大切な発表の場、芸術鑑賞の場であり、コミュニティの場でもある南市民ホールの存続を市に求めていただきますよう、ここに陳情いたします。

陳情番号	件名
第 24 号	南市民ホールの存続に関するについて
受理年月日	
5.11.9	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

南市民ホールを令和8年3月で廃止とせず、存続して頂くことを陳情いたします。

市に対して求めよう

陳情の理由

私たちは65名からなる日本舞踊を趣味とする会員制の同好会です。南市民ホールでの発表会を目標に日々お稽古に励み、生きがいと元気もらっています。発表の場である南市民ホールを失う事はただただ老いていくばかりです。発足から今年で29年を迎え70代後半から90代の会員達です。最高令は95才、でも舞台では生き生きと輝いています。
年齢

併せて発表会は地域の方々とのふれあいの場である事も重要な観点です。毎年楽しみに待ち望んで頂き、~~若さの~~踊り子さんに声かけをしたり仲間とおしてお喋りを楽しんだりと意義ある時間を過ごせると皆さんから喜んで頂いています。

南市民ホールはとても手頃な広さの舞台であり、観客席も一般市民には手頃なホールです。客席から舞台を鑑賞する構造も最適です。

市長は代替えとしてグリーンホールの多目ホールを推奨している様ですが日本舞踊は踊れません。芸は周りの条件が整ってこそ生きるものです。私たちは舞台化粧をし舞台衣装を身にまとい気持ちを込めて舞うのが基本です。

又、観に来て頂く方々も年配の方が多く座席は3時間、4時間に耐えられるに相応しくない。トイレの階段の上り下りも大変です。

シニア世代にも目を向けて頂き今一度南市民ホールの今後について叡知を持って精査、審議され南市民ホール存続への道を選択くださるよう陳情いたします。

陳情番号	件名
第 25 号	南市民ホールの存続に関するについて
受理年月日	
5. 11. 9	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

南市民ホールを令和 8 年 3 月で廃止とせず、存続していただくことを陳情いたします。

(市に求めるように)

陳情の理由

私どもは、行財政構造改革プランのもと、南市民ホールの集約化(案)が出されたとき、利用者団体に声をかけ「相模原南市民ホールの存続を求める会」を結成し、署名活動を中心に活動してきております。

南市民ホールは、老若男女が様々な文化活動を通しての発表の場として地域に愛されてきています。まさに南市民ホールは文化活動によって市民を紐帯していくものであり、地域社会にとっては重要なコミュニティーを形成する要です。南市民ホールは単なる「ハコモノ」ではなく、地域住民をはじめ利用者にとっては、欠くことのできない精神的な空間です。それだけに、物品を移動するがごとくして、代替施設に移管することなどはできるものではありません。少子高齢化していく社会にあっては、そうした「精神的な空間」は必要です。

12月の定例議会(議会)で「条例改正」が審議され、議決されますと、南市民ホールを核として創りあげてきた文化が無に帰します。

市の説明会、市長との意見交換会にも参加しましたが、南市民ホールの廃止を納得するには、多くの疑義が残りました。市長との意見交換会でも、多くの市民の声を聞きとられないまま終了しています。

市長は市民との対話を提唱されていますが、そういう意味においてもさらなる市民との対話の継続が不可欠です。

議会におかれましては 2 万余筆の署名に託されている市民の声に耳を傾けて下さることを切望し、今一度、南市民ホールの今後についてご検討いただき、利用者の期待にお応えくださるよう陳情いたします。

陳情番号	件名
第 26 号	南市民ホールの存続に関することについて
受理年月日	
5.11.9	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

南市民ホールを令和 8 年 3 月で廃止とせず、存続することを市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

陳情の理由

私たちは「#南市民ホールをなくさないで」の会です。日頃、相模原南市民ホールのイベントを楽しみ、また、ホールを利用して文化活動を行っている市民です。

相模原南市民ホールは、特に中規模の舞台芸術（演劇・音楽・舞踊など）に対応出来る施設としては、南区では唯一のホールです。市民にとって、大きすぎず小さすぎず、本当に使いやすいホールなのです。市民の文化・教育・芸術活動の拠点として 40 年間親しまれてきました。

南市民ホールの廃止は現在利用している市民や団体にとって、活動の継続に関わり、また、新たに生まれる文化活動の芽を摘んでしまうことにもなります。南市民ホールを拠点に育まれてきたコミュニティは市民の「財産」であり「命綱」です。地方自治体の役割である「まちづくり」の一翼を担っています。私たちが文化芸術に触れながら育つことができたのは、南市民ホールがあったからです。

12 月の定例議会（注）で「条例改正」が議決されてしまうと、私たちの大切な南市民ホールがなくなってしまう。次の世代にも豊かな文化芸術のなかで育ててほしいと願っています。

議会におかれましては、市民の「南市民ホールをなくさないで」の声に耳を傾け、大切な発表の場、芸術鑑賞の場であり、コミュニティの場でもある南市民ホールの存続を市に求めていただきますよう、ここに陳情いたします。

陳情番号	件名
第 27 号	南市民ホールの存続に関することについて
受理年月日	
5.11.9	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

南市民ホールを令和8年3月で廃止とせず、存続していただくことを陳情いたします。
(中に求めよう)

陳情の理由

- 1 相模原おやこ劇場は、子どもたちの健全な成長を願う親と青年たちの力で1972年に創立し、現在600名の会員がいます。子どもたちの成長に合わせた、優れた生の舞台芸術を鑑賞する「例会」と、多様な交流を通じて子どもたちの自主性を育む「自主活動」を、2本の柱にして今日まで51年間活動しています。
- 2 南市民ホールは、私どもの活動の場であるだけでなく、地域社会にとっても重要なコミュニティーを形成する要です。南市民ホールは単なる「ハコモノ」ではなく、地域住民をはじめ利用者、特に子どもたちにとっては、欠くことのできない豊かな心を育む場、仲間と一緒に感動を共有できる空間です。それだけに、代替施設とされる相模女子大学グリーンホール多目的ホールではそれが実現できません。
- 3 12月の定例議会で「条例改正」が審議され、議決されますと、南市民ホールを核として創りあげてきた文化が無に帰します。

市の説明会、市長との意見交換会にも参加しましたが、南市民ホールの廃止を納得するには、多くの疑問が残りました。市長との意見交換会でも、多くの市民の声を聞きとられないまま終了しています。

市長は市民との対話を提唱されていますが、そういう意味においてもさらなる市民との対話が不可欠です。

議会におかれましては2万余筆の署名に託されている市民の声に耳を傾けて下さることを切望し、今一度、南市民ホールの今後について、叡知をもって精査、審議され、南市民ホール存続への道を選択くださるよう陳情いたします。

陳情番号	件名
第 28 号	南市民ホールの存続に関することについて
受理年月日	
5.11.10	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

南市民ホールを令和 8 年 3 月で廃止とせず、存続していただくことを市に対して求めていますよう陳情いたします。

陳情の理由

私どもは「あふり俳句会」という、会員制による趣味の会で、日常的に相模原を中心に俳句を通して文化活動をしております。前身の「阿夫利嶺俳句会」を通じて 27 年間の実績を持っています。

私を含め会員は多くの文化活動をしています。演劇鑑賞会への参加やコーラスの発表会、子供や孫のピアノの発表会や中学生の活動発表会への参加など、多くの会員が南市民ホールの場をかりて豊かな文化生活を営んできました。

南市民ホールは大きな段差もなく、子供や高齢者には安全な施設です。音響効果も良く、大きさも市民が使うには手ごろなサイズです。

個人的には、30 年近く南市民ホールで演劇を見たり、孫のピアノ発表会を見たりして、ホールを活用させて頂いてきました。それは相模原に引っ越してきて、病院という重要な、しかしかなり緊張を強いられる職場で定年まで働き続けるには本当に大切な精神的な支えでした。

文化活動というのは、俳句でいえば俳句を作って発表するだけではありません。その中で育まれる人間関係に支えられて人は生きているのです。南市民ホールは一種のコミュニティカフェの役割を果たしていて、地域の活性化や絆を作りだしているのです。これは高齢化社会に向かってますます必要な機能ではないでしょうか。そして相模原市にとっても大きな財産なのではないでしょうか。

現在、南市民ホールに代替えできる施設はないと言えます。ですから令和 8 年以降も必要な修復を施して存続をお願いしたいのです。議会においてはこの市民の声に耳を傾けて頂き、充分審議され、市に対して存続の道を選択することを求めてくださることを陳情いたします。

陳情番号	件名
第 29 号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求めることについて
受理年月日	
5.11.13	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤がづらい」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所等で行われている1人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上

陳情番号	件名
第 30 号	国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求めることについて
受理年月日	
5. 11. 13	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。4年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものです。

しかし賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設の内対象は2720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。コロナ禍において国民のいのちや健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種だけではありません。更に、40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では、経団連が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。政府が「物価上昇を超える賃上げ」を求め、原材料費などのコスト増を価格に転嫁するよう呼び掛けたことも、中小企業の賃上げを後押ししました。しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々なモノやサービスの値上げを価格転嫁できず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、流れから取り残されています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、国からの感染症病床の拡充要請に応えるために医療機能を変更してまで体制を整え、その病床が埋まらなかったから補助金返還を強要する対応は本末転倒です。そして、診療報酬・介護報酬・障害報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

- 一、医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
- 一、すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。 以上

陳情番号	件名
第 31 号	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求めることについて
受理年月日	
5.11.13	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

県民（市民）のいのちと健康をまもるために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。介護保険制度は施行 23 年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速させています。

政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護 1、2 のサービスの保険給付外し（総合事業への移行）などの抜本改悪案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし政府は、利用料 2 割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げについて引き続き検討し、2023 年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。

介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年からの新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。

制度の改悪をやめ、憲法 25 条に基づいた「介護の社会化」の実現に向けて、行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと
2. 利用料 2 割負担の対象者の拡大、要介護 1、2 の保険給付はずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと
3. 介護報酬を大幅に引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
4. 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1 人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

以上

陳情番号	件名
第 32 号	日本国政府に対しイスラエルとハマスの両者に戦闘の即時・無条件停止を働きかけるように求める意見書の提出について
受理年月日	
5. 11. 13	

陳情の趣旨

【陳情の趣旨】**イスラエルとハマスの両者が、国際法・国際人道法を遵守し人道の尊重を最優先として、戦闘を即時、無条件に停止するように要請すること。** 国に意見書を提出していただくよう陳情いたします。

- ① イスラエルとパレスチナ・ハマスの両者が、国際法・国際人道法を遵守し人道の尊重を最優先として、戦闘を即時、無条件に停止するように要請すること。
- ② 日本国政府は、パレスチナ・ガザ地域における人道上の危機の拡大の停止を最優先の課題として、双方の様々ないきさつや責任等を問わずに、即時・無条件で停戦をするように、両当事者に強気に働きかけるよう要請すること。

【陳情の理由】

ガザ地域では、戦闘による犠牲者がすでに1万人を超え、その4割が子どもだと伝えられます。国連のグテレス事務総長は「子どもたちの墓場になっている」と指摘しています。この惨状は、世界の人権尊重と平和の維持において座視できない状況と言わざるを得ません。

イスラエル、ハマスの双方に、歴史的、国際関係的、軍事的等で、さまざまな問題点、批判されるべき諸点があります。そこには、憎悪と報復の連鎖もあります。しかし、憎しみと報復の連鎖からは、平和も安心も生じることはありません。

今、早急に求められるのは、それらの問題点の解決を待ち得ない人道上の最大の危機への対処であり、暴力の応酬・連鎖の即時・無条件の停止です。日本国政府には、イスラエル寄りの欧米の態度に引きずられることなく、日本国憲法の理念にのっとり、戦闘の両当事者に即時・無条件の停戦を、強気に働きかけてほしいと願っています。このことを、相模原市民の願いとして、世界と政府に発信してください。

陳情番号	件名
第 33 号	相模原南市民ホールに関することについて
受理年月日	
5.11.14	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

- 1 相模原南市民ホールに関して、当該施設の廃止までの間も、利用者等の活動の継続性を担保するとともに、市民に寄り添い、市民の文化振興に一層の支援を行うこと。
- 2 代替施設に必要十分な機能を確実に確保し、引き続き十分な市民説明と対話を行い、理解を図ること。
- 3 当該施設の廃止後の跡地の有効活用を検討し市民に十分な説明を行うこと。

以上、市に求めることを陳情いたします。

陳情の理由

令和3年4月に策定された相模原市行財政構造改革プランにおいて、南市民ホールについては「集約化」とされました。その後、市では令和6年9月末をもって廃止する案が示されたことから、市民および利用者に大きな衝撃を与え、地域団体や利用者団体からは施設の継続を望む要望が寄せられました。市による意見交換会等が開催された後、市は廃止時期を令和8年3月末日と見直す方針を定めました。

市民からは、依然、代替施設となるグリーンホール多目的ホールの機能が十分なのか、市民の多額の税金を投入する施設改修費用の見極めは十分なのか、等の声があり、市民の文化活動への負の影響を懸念する声や当該施設の文化的財産としての価値を再評価する声もあります。

当該施設の施策に関し、廃止までの期間の社会情勢等の変化も考えられることから、柔軟な対応と市民理解の更なる充足、文化振興の継続に向けて、以上の通り市に求めるよう陳情いたします。

陳情番号	件名
第 34 号	女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求めることについて
受理年月日	
5.11.14	

陳情の趣旨

1 陳情の要旨

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を採択し国に提出すること。

2 陳情の理由

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択された付属の条約です。今年、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されてから24年目に当たります。私たち「女性差別撤廃条約実現アクション神奈川」は県内の女性たちが参加して発足したネットワークです。女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を実現するために活動しています。

現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准していますが、日本は批准していません。選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの手続きを定めています。個人通報制度は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、救済を求める国内手続きが尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる手続きです。調査制度は、女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度です。

日本における男女平等の実現は、いまだ途上にあります。各国の男女平等度を示す2023年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中125位です。日本は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と規定しています。SDGsの17の目標の第5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっています。

日本においては国連総会で設立を促す決議がされている国内（人権）機関が存在せず、大学医学部入試の女性受験生への差別や、政治の分野での女性の参加、男女間の賃金格差など日本における男女差別の是正に向けて、さらに改革のスピードを進めることが期待されています。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩です。現在、全国では208自治体で意見書の採択がされています（県内では中井町と

座間市と横須賀市で採択)。

相模原市議会におかれましては、国会に早期批准を求める意見書を採択され、国に提出していただきますよう切にお願いします。

陳情番号	件名
第 35 号	新型コロナウイルスワクチン接種券の送付の廃止とインフォームドコンセントの徹底に関することについて
受理年月日	
5.11.15	

陳情の趣旨

【陳情の趣旨】

- ① 相模原市議会からコロナワクチン接種券を今後市民に送付しないよう市に働き掛け下さい。
- ② ~~相模原市議会から~~新型コロナウイルス接種について~~医療機関に対して~~、特に医師へのインフォームド・コンセント「説明をして納得した上での同意」があつて接種したかを医療機関に確認すること。また今後は丁寧なインフォームド・コンセントを接種者に徹底することを市に働きかけてください。
以上2件を市に求めていただけますよう陳情します。

【陳情の理由】

メディアは報じていませんが、新型コロナウイルスワクチンの接種率が世界一の日本国民は世界一のペースで死亡しています。打てば打つほど比例して感染者し死亡者が増えていきます。ワクチン接種は効かないからではないでしょうか？

更には新型コロナウイルスの後遺症に苦しむ方々が増えています。2023年の厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の発表では新型コロナウイルス接種後にお亡くなりになられた方は2,076人、後遺症に至っては36,441人、重篤者は8,627人となっています。

現在、新型コロナウイルス接種による「健康被害救済制度」の申請受理件数は既に7,700件を超えており、更なる増加の一途をたどっています。厚生労働省では申請の着手が追い付かず救済を受けられずにいる方が4,700人以上もいます。

2023年4月及び5月の新型コロナウイルス後遺症の平均年齢は24歳弱です。10代も大変に多いのです。日本は世界にくらべて圧倒的に多い接種回数となっています。海外の各国では、国民が危険性に気づき2~3回で接種は止めました。日本は新型コロナウイルスによる被害を無視したままで、4回5回6回7回と追加接種を続けています。

接 国の方針に従うだけでなく、相模原市議会がこの問題を早急に議題に上げ話し合うべきと考えます。相模原市が種券を送り続けることは今後、相模原市民への新型コロナ

ワクチン接種誘導となります。

2年半経って結果の出た新型コロナワクチンに対して責任を取れるのでしょうか、一人の命の尊厳はどうお考えですか？議員の皆さんは新型コロナワクチンを打っていますか？感染予防のために我が子や孫に打たせないコロナワクチンならば今すぐに接種を止めなければなりません。今こそ地域主権で市民を守ろうと陳情致します。

来年、いよいよコロナワクチン接種が始まり3年を迎える上で新型コロナウイルス被害莫大となりました。原点に戻りますと厚生労働省は、新型コロナウイルスは風邪の一種であるとし、新型コロナウイルスを証明する論文は世界中になく「新型コロナウイルスは、あるものとして感染症対策をしている」と答えています。

その中で特例承認と位置付けをして新型コロナワクチン接種が始まりました。

尚、今回の7回目XBB対応型mRNAワクチンはマウスでしか治験をしておらず人間に打つのは初めてとなっています。日本は9ヶ月おきに治験期間が延長されて世界一治験を続けているので2024年から有料と言われる新型コロナワクチンは今後も治験を推進していくか分かりませんので陳情を検討ください。

更には、過去45年間の全てのワクチン被害認定件数3522件(死亡151件)新型コロナワクチンだけの被害救済認定4,040件(死亡210件)コロナワクチンの薬害だけで、過去の全薬害をはるかに超えました。

日本のブースター接種率が世界でダントツ一位である。その結果、薬害最大となり、新型コロナ感染者数も世界でトップレベルとなりました。

V) VAERS (ワクチン有害事象報告システム) によると、ワクチン展開後に「死産や流産」が4,070%増と増えています。日本の未来を案ずるには子どもと妊婦への治験中の新型コロナワクチンを止めるしかありません。まずはワクチン接種券の送付することは大変に危険ですので今後は、市民に接種券の送付は中止していただくように相模原市議会より働き掛けください。

厚生労働HP【事務連絡】今後の新型コロナワクチン接種について(その7)には必ずしも予め接種券を発行する必要はなく」とされています。

WHOは60歳以下の健康な人にはコロナワクチンを推奨しないとしました。このような状態ではコロナワクチンXBBへの誘導は大変危険です。新型コロナウイルス感染症は既に2類から5類になっていいます。今までの被害状況や、治験中ということもありますので、接種券は申請制にさせていただきますようお願いいたします。

さらには、接種においてのインフォームドコンセントの徹底しているのか確認と今後の接種者へのインフォームドコンセント徹底を改めてお願い致し、相模原市民へ正しい情報を伝えて頂けますよう宜しくお願い致します。

陳情番号	件名
第 36 号	南市民ホールの存続に関することについて
受理年月日	
5.11.15	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

南市民ホールを令和8年3月で廃止とせず、存続していただくよう市に対して求めていますよう陳情いたします。

陳情の理由

私どもは会員組織による非営利団体で、会員自らが優れた演劇作品を選び、相模原市での観劇を通じて、舞台芸術による文化の伝播と創造を目的としている会です。1988年10月に発足以来、今日まで35年間の活動を続けております。

南市民ホールは、私どもの活動にとって大きな役割を持つ場です。演劇創造団体を招き、公演してもらうための大切なホールです。舞台芸術を上演してもらうためには、舞台装置が飾れることはもちろんのこと、舞台芸術がより以上に効果を発揮するためには、照明、音響も欠かせない大きな要素です。南市民ホールは、それが備わっているホールです。これまで、南市民ホールで公演された多くの創造団体や俳優さんからは、「舞台と客席が一体になれる良いホール」と高く評価されています。高齢化社会の現状や、市内の交通網の不便さを考慮すると、他区の施設を利用することは困難です。現在、代替施設として検討されている多目的ホールは、演劇公演などを意図した施設でないだけに、抜本的な改修が行われないと演劇公演ができないという実情をお汲み取りいただければと思います。

12月の定例会議で「条例改正」が審議、議決されますと、私たちの活動ができなくなってしまう。

市の説明会、市長との意見交換会には会員も出席しておりますが、市が南市民ホールを廃止される事由には納得できず、多くの疑義を残したままです。

議会におかれましては2万余筆の署名に託されている市民の声に耳を傾けて下さることを切望し、今一度、南市民ホールの今後について、叡知をもって精査、審議され、南市民ホール存続への道をご選択くださるよう陳情いたします。

陳情番号	件名
第 37 号	政党機関紙の庁舎内の勧誘・配達・集金の調査を求めることについて
受理年月日	
5. 11. 16	

陳情の趣旨

<陳情の趣旨>

相模原市役所内において、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、配達、集金の際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように市に求めていますよう、陳情致します。

近隣の市町村では9月以後、次々と議会で採択され、新たな局面を迎えています。

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっております。神奈川県各市町村では、「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が、大和市、座間市、伊勢原市、海老名市、厚木市、清川村の9月議会で採択、趣旨了承され、庁舎内における政党機関紙の勧誘・集金等の自粛を求める陳情への対応が広がっています。

相模原市の9月定例会議では、強制の実態がない、職員からの苦情がないとの事でしたが、「強制・勧誘の実態があるかどうかは、調査をしていないのでわからない。」との市の見解で、「調査をしない理由」は全く示されませんでした。この会議のあと、結果を聞いて、納得がいかない。なぜ、きちんと調査してくれないのだろうか。という憤りの声も多数の方からお聞きしました。

他の市町村の例を見てもわかる通り、「実態調査」を行って初めて、大変な問題が次々と明らかになっている。という状況は明らかです。

理由もなく、実態調査すら行って頂けなければ、市民としての不安は解消されません。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。全国の自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、相模原市においても、政党機関紙の勧誘行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか、現状把握の調査を実施することを、市に求めて頂きますよう、陳情いたします。